

## 技術者の適切な配置について

建設業法により、工事一件の請負代金の額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上となる場合、配置する主任（監理）技術者は、当該工事に専任でなければならないとされております。

以上を踏まえ、一般競争入札参加資格の事後審査における配置予定技術者の申請に関する注意点等について、以下のとおりまとめましたのでご留意願います。

**※本市発注工事の着手日は、原則、告示別表に示す契約締結期限の日としております。**

### ■ 現に施工中の工事の技術者を、別案件の配置予定技術者として申請する場合

専任が必要な工事の技術者については、原則として、その契約工期中、当該工事現場に係る職務にのみ従事している必要があり、他工事との兼任は認められません。

現に施工中の工事の技術者を他工事の配置予定技術者として申請する場合、双方の工事の請負金額、契約工期等を確認のうえ、専任義務違反が生じないよう、十分に留意してください。

申請時点において技術者の配置計画が未確定な場合等は、複数の技術者を配置予定技術者として申請することが可能です。（※）

**※総合評価落札方式における一括審査方式の案件を除く。**

この場合も、着手時に配置できるのは申請時点で提出のあった技術者に限られますので、適正な申請をお願いいたします。

技術者の配置についてご不明な点は契約管理課までお問い合わせください。

### ■ 専任を要しない期間等について

上記にかかわらず、一定の要件のもと、本来専任が必要な金額の工事について、専任を要しないものと認められる場合があります。取扱いについては後掲の「監理技術者等の取扱いについて」等で定めておりますので、十分にご確認のうえ、**ご不明な点は契約管理課までお問い合わせください。**

### ■ 配置予定技術者を適切に配置できなかった場合

正当な理由なく配置予定技術者を配置できない場合、札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づき参加停止措置を行う場合があります。

**※1か月間の参加停止措置を行った事例があります。**

## ■ 参照

○監理技術者等の取扱いについて

<http://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/seido/kitei/documents/kanri.pdf>

○札幌市競争入札参加停止等措置要領

[https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/seido/kitei/documents/O4sankateishi\\_y.pdf](https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/seido/kitei/documents/O4sankateishi_y.pdf)

お問い合わせ先：札幌市財政局管財部契約管理課工事契約係 電話 011-211-2442